



発行 新潟県

第 58 号

令和3年7月30日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

48 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則（行政改革課）

訓 令

13 新潟県事務決裁規程の一部改正（行政改革課）

告 示

- 918 県政功労き章贈呈（秘書課）
- 919 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 920 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 921 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 922 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 923 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 924 公共測量の実施通知（監理課）
- 925 二級建築士の免許取消し（建築住宅課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

規 則

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月30日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第48号**

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(保健所長への委任)</p> <p><b>第8条</b> 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(55)の2 (略)</p> <p>(56) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第4項ただし書の規定による薬局の管理者の薬局外における実務従事の許可をすること。</p> <p>(56)の2～(59) (略)</p> <p>(60) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第28条第4項ただし書の規定による店舗管理者の店舗外における実務従事の許可をすること。</p> <p>(60)の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第35条第4項ただし書の規定による医薬品営業所管理者の営業所外における実務従事の許可をすること。</p> <p>(60)の3 (略)</p> <p>(60)の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第6項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新をすること。</p> <p>(60)の5～(61)の2 (略)</p> <p>(61)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第6項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新をすること。</p> <p>(61)の4・(61)の5 (略)</p> <p>(61)の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第2条の3第1項の規定による許可証の書換え交付をすること。</p> <p>(61)の7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の4第1項の規定による許可証の再交付をすること。</p> <p>(61)の8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及</p>	<p>(保健所長への委任)</p> <p><b>第8条</b> 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(55)の2 (略)</p> <p>(56) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項ただし書の規定による薬局の管理者の薬局外における実務従事の許可をすること。</p> <p>(56)の2～(59) (略)</p> <p>(60) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第28条第3項ただし書の規定による店舗管理者の店舗外における実務従事の許可をすること。</p> <p>(60)の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第35条第3項ただし書の規定による医薬品営業所管理者の営業所外における実務従事の許可をすること。</p> <p>(60)の3 (略)</p> <p>(60)の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新をすること。</p> <p>(60)の5～(61)の2 (略)</p> <p>(61)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第4項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新をすること。</p> <p>(61)の4・(61)の5 (略)</p> <p>(61)の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第1条の5第1項の規定による許可証の書換え交付をすること。</p> <p>(61)の7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の6第1項の規定による許可証の再交付をすること。</p> <p>(61)の8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及</p>

び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の4第3項又は第2条の5の規定による許可証の返納を受けること。

(62) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の13の規定による取扱処方箋数の届出を受理すること。

(63)～(271) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。

(1)～(13) (略)

(14) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第1項の規定により、製造販売業者、製造業者又は医療機器の修理業者に対して報告を求め、又は当該職員に立入検査若しくは質問をさせること（製造販売業者にあつては薬局製造販売医薬品を製造販売する者に限り、製造業者にあつては医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第20条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品を製造する者を除く。第14号の5、第16号の2、第17号及び第19号の2において同じ。）。

(14)の2 (略)

(14)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第3項の規定により、薬局開設者又は地域連携薬局等の開設者に対して報告を求め、又は当該職員に立入検査若しくは質問をさせること。

(14)の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第4項の規定により、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を輸入しようとする者若しくは輸入した者又は同法第56条の2第1項に規定する確認の手續に係る関係者に対して報告を求め、又は当該職員に立入検査、質問若しくは収去をさせること。

(14)の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第6項の規定により、薬局開設者、病院等の開設者、製造販売業者、製造業者、販売業者、医療機器の貸与業者又は修理業者その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を業務上取り扱う者に対して報告を求め、又は当該職員に立入検査、質問若しくは収去をさせること。

(15)～(19) (略)

(19)の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条の2の2

び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の6第3項又は第1条の7の規定による許可証の返納を受けること。

(62) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の規定による取扱処方箋数の届出を受理すること。

(63)～(271) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。

(1)～(13) (略)

(14) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第1項の規定により、製造販売業者、製造業者又は医療機器の修理業者に対して報告を求め、又は当該職員に立入検査若しくは質問をさせること（製造販売業者にあつては薬局製造販売医薬品を製造販売する者に限り、製造業者にあつては医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第20条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品、同令第37条の20に規定する医療機器若しくは体外診断用医薬品又は再生医療等製品を製造する者を除く。第14号の5、第16号の2及び第17号において同じ。）。

(14)の2 (略)

(14)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第3項の規定により、薬局開設者に対して報告を求め、又は当該職員に立入検査若しくは質問をさせること。

(14)の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第4項の規定により、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を輸入しようとする者若しくは輸入した者又は同法第56条の2第1項に規定する確認の手續に係る関係者に対して報告を求め、又は当該職員に立入検査、質問若しくは収去をさせること。

(14)の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第5項の規定により、薬局開設者、病院等の開設者、製造販売業者、製造業者、販売業者、医療機器の貸与業者又は修理業者その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を業務上取り扱う者に対して報告を求め、又は当該職員に立入検査、質問若しくは収去をさせること。

(15)～(19) (略)

<p><u>の規定により、製造販売業者、製造業者、医療機器の修理業者、薬局開設者、医薬品の販売業者、医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者に対して改善に必要な措置を講ずべきことを命ずること。</u></p> <p>(19)の3 (略)</p> <p>(19)の4 (略)</p> <p>(20)・(21) (略)</p> <p>(家畜保健衛生所長への委任)</p> <p><b>第14条</b> 次に掲げる事務は、家畜保健衛生所長及び支所長に委任する。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(15)の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第28条第4項ただし書の規定による動物用医薬品の店舗販売業の店舗管理者の店舗外における実務従事の許可をすること。</p> <p>(15)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第35条第4項ただし書の規定による動物用医薬品の卸売販売業の医薬品営業所管理者の営業所外における実務従事の許可をすること。</p> <p>(16)・(16)の2 (略)</p> <p>(16)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第6項の規定による動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新をすること。</p> <p>(16)の4～(18)の2 (略)</p> <p>(18)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第6項の規定による動物用再生医療等製品の販売業の許可の更新をすること。</p> <p>(19)～(21)の3 (略)</p> <p><u>(21)の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条の2の2の規定により、動物用医薬品の販売業者等に対して改善に必要な措置を講ずべきことを命ずること。</u></p> <p>(21)の5 (略)</p> <p>(21)の6 (略)</p> <p>(22)～(30) (略)</p>	<p>(19)の2 (略)</p> <p>(19)の3 (略)</p> <p>(20)・(21) (略)</p> <p>(家畜保健衛生所長への委任)</p> <p><b>第14条</b> 次に掲げる事務は、家畜保健衛生所長及び支所長に委任する。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(15)の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第28条第3項ただし書の規定による動物用医薬品の店舗販売業の店舗管理者の店舗外における実務従事の許可をすること。</p> <p>(15)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第35条第3項ただし書の規定による動物用医薬品の卸売販売業の医薬品営業所管理者の営業所外における実務従事の許可をすること。</p> <p>(16)・(16)の2 (略)</p> <p>(16)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項の規定による動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新をすること。</p> <p>(16)の4～(18)の2 (略)</p> <p>(18)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第4項の規定による動物用再生医療等製品の販売業の許可の更新をすること。</p> <p>(19)～(21)の3 (略)</p> <p>(21)の4 (略)</p> <p>(21)の5 (略)</p> <p>(22)～(30) (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第13号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和3年8月1日から実施する。

令和3年7月30日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 福祉保健部 （略）		別表第4（第6条関係） （略） 福祉保健部 （略）	
感染症対策・薬務課		感染症対策・薬務課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
（略）	(1)～(9)（略） (10) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第1項の規定により、医薬品等について廃棄、回収等の措置をとるべきことを命ずること（薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者、医薬品の販売業者（配置販売業者を除く。）並びに医療機器の販売業者又は貸与業者に係るものを除く。 <u>第14号の5、第15号及び第15号の2</u> において同じ。) (11)～(14)（略） <u>(14)の2</u> 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第5項の規定により、構造設備の改善を命じ、又は施設の使用を禁止するこ	（略）	(1)～(9)（略） (10) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第1項の規定により、医薬品等について廃棄、回収等の措置を採るべきことを命ずること（薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者、医薬品の販売業者（配置販売業者を除く。）並びに医療機器の販売業者又は貸与業者に係るものを除く。 <u>第15号及び第15号の2</u> において同じ。)  (11)～(14)（略）



ない保健所にあつては地域保健課長)	項の規定による許可証の書換え交付をすること。 (18)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の4第1項の規定による許可証の再交付をすること。 (18)の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の4第3項又は第2条の5の規定による許可証の返納を受けること。 (19) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の13の規定による取扱処方箋数の届出を受理すること。 (20)～(25) (略)	ない保健所にあつては地域保健課長)	項の規定による許可証の書換え交付をすること。 (18)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の6第1項の規定による許可証の再交付をすること。 (18)の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の6第3項又は第1条の7の規定による許可証の返納を受けること。 (19) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の規定による取扱処方箋数の届出を受理すること。 (20)～(25) (略)
(略)		(略)	

告 示

◎新潟県告示第918号

新潟県県政功労者顕彰等に関する規則（昭和28年新潟県規則第35号）第4条の規定により、次の者に県政功労き章を贈呈した。

令和3年7月30日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名 居住する市町村  
 高倉 栄 西蒲原郡弥彦村

◎新潟県告示第919号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、津南町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和3年7月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
8月31日（火）	午後1時から4時まで	津南町総合センター	津南町全域
9月1日（水）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
9月2日から令和	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者

4年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日から同月31日まで及び令和4年1月3日を除く。	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器
---	---------------	-------------	--

- 3 実施機関  
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第920号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、十日町市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和3年7月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
9月2日(木)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	千手中央コミュニティセンター 車庫	十日町市全域
9月3日(金)	午前9時から正午まで	下条公民館	
9月6日(月)	午後1時から4時まで	松代支所 車庫	
9月7日(火)	午前9時から正午まで	十日町市総合福祉センター サンクロス十日町	
9月8日(水)	午後1時から4時まで		
9月9日(木)			
9月10日(金)	午前9時から正午まで	松之山自然休養村センター (松之山公民館)地下ピロティ	
9月13日(月)	午後1時から4時まで	吉田公民館	
9月14日(火)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	中里支所 車庫	
9月15日(水)	午前9時から正午まで	川治公民館	
9月16日(木)	午後1時から4時まで		
9月17日(金)	午前9時から正午まで		
9月21日から令和4年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日から同月31日まで及び令和4年1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関  
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第921号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和3年7月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
-----	--------------	---------------



村上市	3者	門前小堰992番ほか35筆 7.0ha
阿賀野市	15者	新座下46番ほか324筆 27.2ha
胎内市	1者	羽黒白鳥922番1ほか11筆 0.7ha
新潟市	16者	北区濁川4150番ほか75筆 5.9ha
五泉市	1者	羽下1650番ほか1筆 0.2ha
三条市	3者	上保内砂押甲669番ほか99筆 4.9ha
燕市	8者	東太田惣田1640番1ほか77筆 8.0ha
長岡市	2者	寺泊五分一(土地改良)4159番ほか16筆 5.3ha
小千谷市	1者	岩沢下夕島2467番ほか1筆 0.2ha
南魚沼市	1者	塩沢後ノ田1102番4ほか4筆 0.5ha
十日町市	6者	水口沢445番ほか66筆 8.3ha
津南町	1者	下船渡甲7832番ほか100筆 14.1ha
上越市	34者	五ヶ所新田大柳54番ほか581筆 58.1ha
妙高市	3者	広島2丁目376番ほか309筆 15.4ha
糸魚川市	1者	真木真貝田1360番ほか9筆 1.0ha
佐渡市	16者	羽吉大豆田1873番ほか54筆 8.7ha
合計	112者	1,778筆 165.5ha

## 2 認可年月日

令和3年7月30日

## ◎新潟県告示第922号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新潟市の角田山ろく土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和3年7月30日

新潟県新潟地域振興局長

## 1 就任

理事	新潟市西蒲区竹野町1492番地	米原 章善 (理事長)
〃	〃 西蒲区稲島1636番地	大橋 一雄
〃	〃 西蒲区仁箇783番地	赤川 毅
〃	〃 西蒲区二箇2136番地	大橋 忠義
〃	〃 西蒲区竹野町1496番地	大澤 一樹
監事	〃 西蒲区竹野町2582番地子	大澤 行男
〃	〃 西蒲区稲島2417番地	鈴木 享
〃	長岡市日赤町2丁目4番18号	片桐 忠

就任年月日 令和3年6月22日

## 2 退任

理事	新潟市西蒲区竹野町1492番地	米原 章善 (理事長)
〃	〃 西蒲区稲島1636番地	大橋 一雄
〃	〃 西蒲区仁箇752番地	鹿兒島 繁
〃	〃 西蒲区二箇783番地	赤川 毅
〃	〃 西蒲区竹野町2582番地子	大澤 行男
監事	〃 西蒲区竹野町1507番地	中野 源作
〃	〃 西蒲区稲島2417番地	鈴木 享

退任年月日 令和3年6月21日

## ◎新潟県告示第923号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和3年7月30日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
天野沢	農業用排水施設整備(かんがい排水「集積型」)事業	南魚沼市	令和3年7月8日

◎新潟県告示第924号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年7月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(地盤沈下変動調査(水準測量図作成))
- 2 作業期間 令和3年7月19日から令和4年2月22日まで
- 3 作業地域 新潟市全域

◎新潟県告示第925号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和3年7月30日

新潟県知事 花角 英世

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
令和3年4月23日	横山 孝雄	第5577号	死亡
令和3年5月28日	高野 直子	第15013号	申請
令和3年6月25日	真貝 勝志	第16569号	死亡

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、設備運転・監視業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年7月30日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名  
新潟県立中央病院 設備運転・監視業務委託一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 履行期間  
令和3年9月1日から令和6年8月31日まで
  - (4) 納入場所  
新潟県立中央病院
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 400床以上の病床数を有する病院の設備運転・監視業務を、平成30年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
- (7) 当該業務において、点検可能なボイラー取扱作業主任者、第一種圧力容器取扱責任者、高圧ガス保安監督者、特定高圧ガス取扱主任者及び電気主任技術者の有資格者を業務に配置できること。
- (8) 一般社団法人新潟県ビルメンテナンス協会正会員に登録済であること。
- (9) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 943-0192  
新潟県上越市新南町205番地  
新潟県立中央病院経営課経営係  
電話番号 025-522-7711 内線2323

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 参加資格確認書類の提出期限  
令和3年8月10日（火）午後5時15分

### 4 入札、開札の日時及び場所

令和3年8月17日（火）午前10時  
新潟県立中央病院 講堂1

### 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

入札時に、契約希望金額を契約月数（36か月）で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

#### (3) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額を契約月数（36か月）で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

#### (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき前記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

#### (6) 契約書作成の要否 要

#### (7) 暴力団等の排除

##### ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

##### イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

#### (8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の

規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

---

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、食器類下膳及び洗浄業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年7月30日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 件名

新潟県立中央病院 食器類下膳及び洗浄業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和3年10月1日から令和6年9月30日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 200床以上の病床数を有する病院の食器類下膳及び洗浄業務を、平成30年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(7) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 参加資格確認書類の提出期限

令和3年8月10日（火）午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

令和3年8月17日（火）午前11時

新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、契約希望金額を契約月数(36か月)で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額を契約月数(36か月)で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき前記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ウォッシャーディスインフェクターの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和3年7月30日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ウォッシャーディスインフェクター 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年1月31日(月)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 943-0192  
新潟県上越市新南町205番地  
新潟県立中央病院経営課経営係  
電話番号 025-522-7711 内線2329

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限  
令和3年9月2日(木)午後5時15分

## 4 入開札の日時及び場所

令和3年9月9日(木)午前10時00分  
新潟県立中央病院講堂1

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
免除する。

- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

## 6 Summary

- (1) Subject and quantity of the products to be purchased:

Washer Disinfector [1]set

(2) Bid submission:

10:00A.M. September 9, 2021

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Management Division,

Department of Administration,

Niigata Prefectural Central Hospital

\*address:

205 Shinnan-cho, Joetsu-City, Niigata

〒943-0192

JAPAN

TEL 025-522-7711 Ext. 2329

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター感染性廃棄物及び非感染性廃棄物廃プラスチック処理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和3年7月30日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

#### 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター感染性廃棄物及び非感染性廃棄物廃プラスチック処理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和3年10月1日から令和6年9月30日まで

(4) 履行場所

新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた者であること。

(4) 会社更生法及び民事再生法による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 令和2年1月1日以降、400床以上の病床数を有する病院において当該業務を12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 収集・運搬・処分の各業務について「優良産廃処理業者認定制度」の認定を受けていること。

(9) 感染性産業廃棄物及び廃プラスチック類を処分するための施設を複数有する者であること。

#### 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課経営係

電話番号 0254-22-3121 内線2517

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札に係る参加確認書類の提出

(1) 入札希望者は令和3年8月11日午後3時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和3年8月11日に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。

(2) 入札参加確認書類の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和3年8月24日(火) 午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階 大会議室

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札に参加しようとする者の見積もる入札金額を契約期間の月数(36)で除して得た額に12を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額に契約期間の月数(36)で除して得た額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、テレメトリー式心電送信機について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年7月30日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

テレメトリー式心電送信機 11台

---



- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和4年3月31日(木)
- (4) 納入場所  
新潟県立十日町病院 病棟
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 948-0065  
新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9  
新潟県立十日町病院経営課  
電話番号 025-757-5566 内線115

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限  
令和3年8月10日(火)午後5時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

- 令和3年8月11日(水)午前10時30分  
新潟県立十日町病院 1階講堂

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
免除する。

- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。